

児童福祉法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(議案第143号)

こども施設課

1 制定の理由

児童福祉法等の改正に伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- (5) 前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 主な内容

虐待等の禁止について定める規定等において、児童福祉法の引用条項を改める。

3 施行期日

公布の日